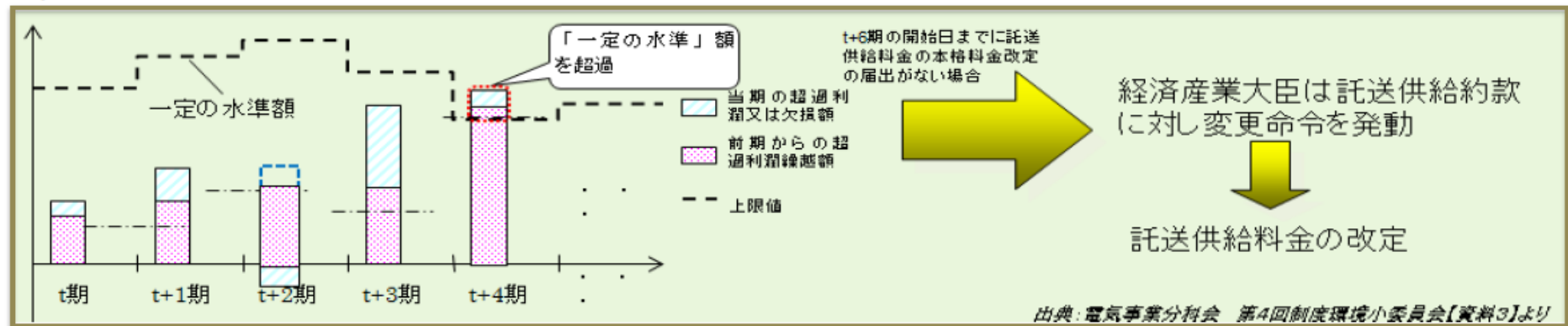


【参考1】 現行のストック管理とフロー管理の概要

- 超過利潤累積額が一定の水準を超過(ストック管理)するか、もしくは、想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過(フロー管理)した場合で、翌々事業年度開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款の変更命令を発動

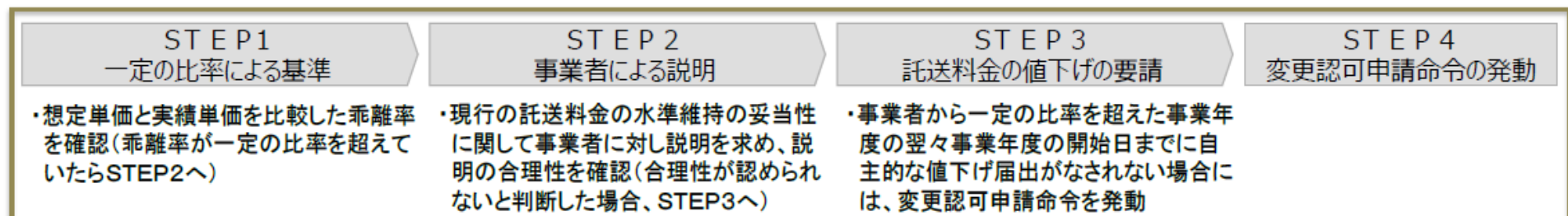
＜ストック管理方式＞

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給約款（料金）に対する変更命令を発動する仕組み



＜フロー管理方式＞

「想定単価と実績単価の乖離率（原価とのズレ）」を確認し、乖離率が一定の比率を超え、事業者の説明に料金水準維持の合理性が認められない場合で、翌々事業年度の開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



【参考 2】廃炉等負担金を踏まえた事後評価の概要

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28(2016)年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、平成29(2017)年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるよう、東電PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東電PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（平成30（2018）年3月(一部は令和2（2020）年3月)施行）。

＜値下げ命令に関する新たな評価基準の概要＞

- ・ 以下の基準のいずれかの場合に該当する場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動することができる。

① 通常のス톡管理・フロー管理に比べて厳格な基準値	・ 超過利潤累積額が、通常のス톡管理基準（一定水準額＝固定資産額×事業報酬率）の3／5を超過する場合、もしくは、 ・ 想定原価と実績単価の乖離率が、▲3％（通常フロー管理基準（▲5％）の3／5）を超過する場合
② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標	・ 他の一般送配電事業者の3社以上が託送料金を値下げする場合、もしくは、 ・ 他の一般送配電事業者の5社以上の想定原価と実績単価の乖離率が▲5％を超過している場合
③ 東電グループ他社の資金負担との比較指標	・ 東電PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合 算定式 $A - B(1 - C)$ A：廃炉等積立金の額 B：東電グループ他社（東電EP及び東電FP）の経常利益の合計値 C：東電PGの有形固定資産比率

※ ③の基準は令和2（2020）年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。

○電気事業法（抜粋）

（託送供給等約款に関する命令及び処分）

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等①（抜粋）

第2 処分の基準

（14） 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合
 - ② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この（14）において同じ。）の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」をいう。以下この（14）において同じ。）である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下口並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合
- イ 電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
- ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等②（抜粋）

- ③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合
- イ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額の5分の3を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、当該超過額に1から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た値（当該値が1を上回る場合にあっては1と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の還元義務額残高の合計額を5で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であって、特定一般送配電事業者が定める額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
- ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス3パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合は、原則として該当しないものとする。）
- ハ 平成30年3月31日以降、一般送配電事業者のうち3社以上が第18条第5項の規定に基づき、経営効率化により料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合（ただし、当該届出が行われた事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
- ニ 1の年度において一般送配電事業者のうち5社以上が電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）